

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金
補助事業等の目	不妊治療及び不育治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。
補助事業等の対象者	<p>次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 不妊治療(次に掲げる不妊治療を除く。)又は不育治療(医療機関において専門医により不育症と診断された場合に限る。)を行っている夫婦(戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った男女又は住民基本台帳等により婚姻をしていることが確認できる男女をいう。以下同じ。)であること。</p> <p>ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による体外受精及び顕微授精</p> <p>イ 妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産をする治療</p> <p>ウ 夫婦の精子及び卵子が使用できる場合において、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産をする治療</p> <p>エ 長野県不妊治療に悩む方への特定治療費支援事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)の規定に基づく助成を受けた当該治療</p> <p>(2) 夫婦の双方又は一方が諏訪市に住所を有する者</p> <p>(3) 夫婦の双方が医療保険各法の規定に基づく医療保険のいずれかに加入している者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p> <p>(5) 補助金の交付を受けようとする年度に他の市区町村から同様の補助を受けていない者</p>
補助対象経費	補助の対象経費は、交付の申請をした日の属する年度内に医療機関(当該医療機関の医師が指定する処方箋薬局を含む。)において不妊治療又は不育治療を受けるために要した費用から、医療保険各法の規定に基づく保険給付及び各保険者等の定める任意給付により給付される額を差し引いた額及び当該補助申請に必要な医療機関証明書の発行に係る費用とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>不妊治療にあつては不妊治療費助成事業補助金と、不育治療にあつては不育治療費助成事業補助金として、それぞれの補助対象経費の2分の1以内の額を補助し、それぞれ10万円を限度とする。ただし、不妊治療費助成事業補助金及び不育治療費助成事業補助金の合計額は10万円を限度とする。</p> <p>補助金の交付は、同一の夫婦に対し1会計年度につき1回とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>

補助事業等の 評価	不妊及び不育治療受診医療機関医師証明書、不妊及び不育治療受診医療機関及び薬局証明書により、補助事業の内容を審査のうえ、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成19年4月1日
補助事業等の 終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 不妊又は不育により子どもを持つことが困難な夫婦に対し、継続的に支援していく必要があるため。
情報の 公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	<p>1 助成金の交付を受けようとする者(補助事業対象者のいずれか一方で、市内に住所を有する者に限る。)は、あらかじめ市長と協議の上次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付申請書(様式第2号-1)</p> <p>(2) 諏訪市不妊及び不育治療受診医療機関医師証明書(様式第2号-2)</p> <p>(3) 諏訪市不妊及び不育治療受診医療機関及び薬局証明書(様式第2号-3)</p> <p>2 申請書類は、不妊治療又は不育治療が終了次第速やかに提出するものとする。ただし、不妊治療又は不育治療が継続して年度を越えることとなる場合は、当該年度の末日までに提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、申請書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付決定・却下通知書(様式第3号-1)により通知するものとする。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

平成26年 5月12日 一部改正

平成27年 5月11日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正